

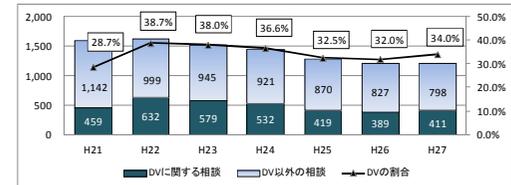
高知県のDVに関する現状と課題

県内のDVの状況

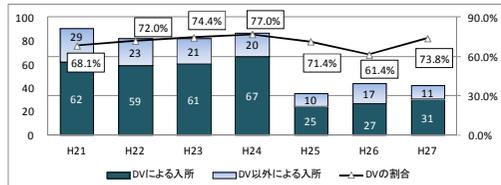
【女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)実績】

近年、相談件数は緩やかな減少傾向に、一時保護件数は25年度に大きく減少し、その後DVによる入所件数は微増している。うち、男性からの相談件数は年間数件程度で推移、男性のDV被害者の一時保護については、24年度に2件見られた。
一時保護の平均在所日数は11日から16日と2週間程度で推移しており、一時保護者のうち5割から7割の方が同伴者(うち約9割は中学生以下の児童。)を伴っている。また、精神的なケアが必要など、**複雑・多様な事情を抱えた対応困難なケースもあることから、引き続き関係機関との連携が必要。**

●相談件数推移(※月ごとの実人員を足したもの)



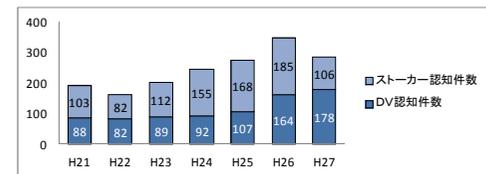
●一時保護件数推移



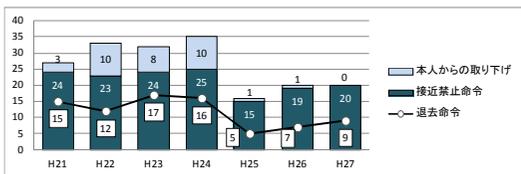
【警察・裁判所 DV関連実績】

高知県警察では、DV事案に対しては事件化や加害者に対する指導・警告などを行っているものの、管内におけるDV及びストーカークーの認知件数はいずれも増加傾向にある。
一方、裁判所からの接近禁止命令や退去命令は平成24年度をピークに減少したものの、25年度からは微増傾向にある。

●高知県警察におけるDV及びストーカークー認知件数推移(暦年)



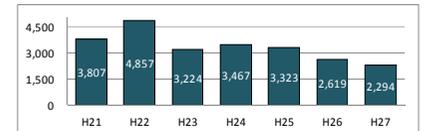
●DV防止法による保護命令の状況



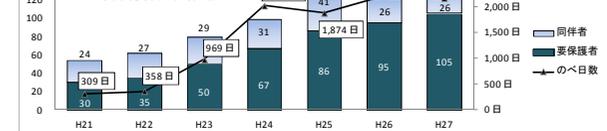
【民間シェルター「あいあいネット」実績】

相談件数については、平成22年度をピークに減少傾向にあるが、一時保護は件数及びのべ保護日数ともに増加傾向にある。DV被害者支援における**民間シェルターの役割が重要**なことから、県では、平成19年度から運営費補助を実施している。(H19～:532千円、H20～:721千円、H28～1,000千円)

●相談件数推移(※のべ件数)



●一時保護件数推移



【県の主な取組実績など】

- (民間支援団体と連携した広報・啓発等の実施)
 - 相談窓口周知・啓発用ポケットカードの作成及び街頭等での配布・量販店等での掲示、高知城パープルライトアップの実施。
 - ブロック別DV関係機関連絡会議、DV対策連携支援ネットワークの開催
 - ブロック会議:市町村(DV担当課、母子、福祉、高齢者、障害者などDV被害者に関わる幅広い所属)、警察署を中心とした関係団体が出席。県内5分所(福祉保健所のブロックごと)で開催。県内のDVの状況を説明した他、少人数のグループにわかれ、それぞれの取組状況や課題等を出し合い、意見交換を行う場も設けた。
 - (専門研修及びスーパーバイズの実施による、相談員の専門性の向上)
 - こうち男女共同参画センター『ソレ』での、相談員スキルアップ研修の実施(3回/年)
 - 県外等で開催される専門研修に相談員等を派遣、スーパーバイズによる専門性の向上を図った。
 - (民間施設や社会福祉施設等との連携による避難場所の事前確保)
 - 一時保護委託先として、母子生活支援施設、児童養護施設、民間シェルター等と年度当初に契約。
 - (民間シェルターへの活動費助成)
 - 「民間シェルター運営費補助金」による活動費の補助(H19～:532千円、H20～:721千円、H28～1,000千円)
 - (ソレにおける男性相談の実施)

県民意識調査結果(抜粋)

【平成26年度「男女共同参画社会に関する県民意識調査」より】

※前回調査は選択肢の一部文言が異なります。
DVを直接経験した割合が前回調査時(平成21年度)より減少した半面、身近に見聞きした割合が大きく増えている。
また、暴力に関する認識は全体的に高まっており、**県民のDVの認知度は向上している一方、身体的暴力に比べ精神的暴力に対する認識が低い傾向**にある等の課題が認められるため、今後も広報啓発を充実させていくことが必要。
DVに関する相談をしなかった割合は4割以上を占めるが、その理由として、「どこに相談していいのか分からない」があることから、**相談窓口の更なる周知を図るとともに、相談対応者のスキルアップ等**、相談窓口の強化、充実に向けた更なる取組が必要。
また、DV被害の未然防止を図るために、**若年者への教育や、加害者への対応の充実**が求められている。

○配偶者・恋人からの暴力経験の有無

- 「直接経験したことがある(加害・被害とも):20.6%(男性18.4%、女性22.5%)」※前回28.1%
- 「身近に見聞きしたことがある:38.7%(男性41.0%、女性36.5%)」※前回20.1%
- 以下の行為を暴力だと思うか。(うち、「どんな場合も暴力に該当する」の割合)
 - 「バットやベルト等、物を使って殴る:94.4%(男性94.8%、女性94.1%)」※前回92.4%
 - 「大声でどなる、罵倒する:59.1%(男性53.1%、女性64.8%)」※前回52.0%(「大声で怒鳴る」)
 - 「交友関係を制限したり、電話、メール等を細かくチェックする:55.6%(男性51.0%、女性60.1%)」※前回51.1%

○DV加害・被害についての相談先

- 「どこ(誰)にも相談しなかった:43.5%(男性58.0%、女性32.8%)」※前回51.4%
- 「友人・知人:34.4%(男性26.1%、女性41.2%)」※前回26.5%
- 「家族・親戚:29.2%(男性14.8%、女性39.5%)」※前回27.4%
- 「女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター):1.4%(男性0%、女性2.5%)」※前回2.2%
- 「こうち男女共同参画センター『ソレ』:0.5%(男性0%、女性0.8%)」※前回0.6%

○どこ(誰)にも相談しなかった理由

- 「相談するほどのことではないと思った:42.9%(男性52.9%、女性28.2%)」※前回60.0%
- 「相談しても解決しないので、無駄だと思った:24.2%(男性11.8%、女性41.0%)」※前回17.6%
- 「どこ(誰)に相談していいのか分からなかった:4.4%(男性3.9%、女性5.1%)」※前回7.3%

○DV・デートDV・性暴力を無くすために必要だと考えること ※今回新規

- 「相談窓口を増やし、窓口の周知を図る:50.5%(男性47.1%、女性53.7%)」
- 「学校で人権問題や暴力を防止するための教育を行う:38.7%(男性35.4%、女性41.6%)」
- 「法律、制度の制定や見直しを行い、加害者への罰則を強化する:44.4%(男性46.7%、女性42.3%)」
- 「被害者が自立して新たな生活を始めるための支援を強化する(衣食住の確保):26.2%(男性20.5%、女性31.4%)」
- 「加害者に対するカウンセリングや更生プログラム等を実施する:23.2%(男性23.4%、女性23.1%)」

国や他県の動き等

DV防止法の保護対象が拡大されるなど、DVやストーカークーの被害者保護の視点での法改正が行われた。
また、他県の一部では、従来見落とされがちであった**男性や性的少数者のDV被害者等に対する配慮、対応の充実**を明記したDV基本計画が策定(改定)が行われている(長野県、福岡県など)。

【法律の改正等】

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」
 - 生活の本拠を共にする交際相手(同棲相手)からの暴力も法の適用対象になった。(平成25年改正)
- 「ストーカークー規制法」
 - 国及び地方公共団体が、婦人相談所その他適切な施設による被害者の支援及び、民間組織活動の支援等を図るため、必要な体制整備や財政上の措置等を講ずるよう努めることが規定。(平成25年改正)

【男性のDV被害状況】

- 「この1年間の配偶者からの被害経験の有無」について、男性から「何度もあった:9.5%」「1、2度あった:29.9%」との回答が寄せられている。(「男女間における暴力に関する調査報告書(H27.3 内閣府)」より)

【その他】

- ・DV被害者の避難先の情報等を加害者に漏洩する事件が、他県の市町村や警察署等で発生。
- ・加害者の事情聴取の際に、警察官が机の上に被害者の情報を残したまま席を立ち、加害者が被害者の避難場所を知ったケースでは、民間シェルターが閉鎖となった(移転費用の一部を自治体が負担することで和解決)。
- ・同性間の暴力にもDV防止法を適用、事実上の婚姻関係にあると保護命令を適用。(平成19年 西日本地裁)

【市町村のDV基本計画策定状況】

※平成27年9月基本計画策定状況調(内閣府)時点
DV被害者支援のベースとなる**DV基本計画を策定済みの市町村は9市町**(高知市、南国市、土佐市、四万十市、香南市、いの町、中土佐町、佐川町、黒潮町)にとどまっている(※男女共同参画プランとの一体的な策定を含む。)